

名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業
(明るいトイレ改修)

設計・施工者選定プロポーザル募集要項

令和6年4月

名古屋市

目次

1	募集要項の定義	1
2	本事業の目的	1
3	本プロポーザルの趣旨	1
4	本事業の概要	1
	(1) 本プロポーザルの事務局	1
	(2) 事業対象	2
	(3) 業務概要	2
	(4) 契約方法	2
	(5) 事業期間等	2
	(6) 上限提案価格	3
5	参加資格要件	4
	(1) 参加者等の構成	4
	(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件	4
6	公告から契約までのスケジュール	6
7	関係資料	6
	(1) 配布資料	6
	(2) 貸与資料	7
8	現地視察会について	7
	(1) 対象学校	7
	(2) 実施概要	7
	(3) 現地視察会の申込	8
	(4) 留意事項	8
9	質問回答	8
	(1) 受付期間	8
	(2) 質問事項提出先、提出方法	8
	(3) 質問回答日	8
	(4) 回答方法	8
10	参加書類の提出について	9
	(1) 参加表明	9
	(2) 技術提案	9
	(3) 提出先	10
	(4) 提出書類の取扱い	10
	(5) 法令等の遵守	11
	(6) 失格事項	11
	(7) 辞退の方法	11
11	審査方法及び審査項目	11
	(1) 評価委員からの意見聴取	11
	(2) 参加資格審査	11

(3) 技術提案書・ヒアリング審査	11
(4) 優秀提案者等の決定	12
12 ヒアリング審査の方法	12
(1) 日時	12
(2) 審査方法	12
(3) 留意事項	12
13 審査結果の通知	12
14 契約手続き等	12
(1) 契約の手続き	12
(2) 優先交渉権の取消し等	13
15 その他	13
(1) 費用負担について	13
(2) 参加辞退について	13

名古屋市立学校トイレ洋式化改修（明るいトイレ改修） 事業設計・施工者選定プロポーザル募集要項

1 募集要項の定義

名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業（明るいトイレ改修）設計・施工者選定プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）は、名古屋市（以下「本市」という。）が名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業（以下「本事業」という。）に係る簡易設計業務、施工業務及び工事監理業務を一括して発注するための事業者を、公募によるプロポーザル方式により選定する（以下「本プロポーザル」という。）にあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

本プロポーザルは、本事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的に、性能発注を行うこととし、優れた企画力・技術力等を有する最適な設計者及び施工者を一括で選定するため、公募により実施するものである。

2 本事業の目的

本事業は、名古屋市立小学校及び中学校のトイレの既設和式大便器を洋式大便器に更新し、暖房便座を設置し、また、既設照明器具を全てLED照明器具に取り替えること、手洗いの自動水栓化等により、児童、生徒及び教職員が日常的に使用する生活空間における学校教育活動に適した良好な環境を確保することで、快適な学習環境及び職務環境を提供し、また、エネルギーコストの縮減、メンテナンスの省力化、水使用量の削減等により、ライフサイクルコストの縮減、環境への配慮等を同時に達成することを目的とする。

3 本プロポーザルの趣旨

本事業の実施に当たっては、本プロポーザル参加者の持つノウハウの活用により、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保した上で、可能な限り早期にトイレ洋式化改修を行うための技術提案等を募集する。

本プロポーザル参加者のうち、本市にとって最も優れた提案を行った参加者を契約の優秀提案者とし、技術提案内容のうち、本市が必要と認めた内容を別に定める「名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）の一部として採用し、契約内容とする。

4 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの事務局

部署名：名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課
（名古屋市役所東庁舎6階）

担当者：岩井、平林

住所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-3223

ファックス：052-972-4176

電子メール：a3223@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

※提出書類を持参する場合の各締め切り時間は、学校施設課内への入室時で判断する。

(2) 事業対象

ア トイレ洋式化改修対象施設

(ア) 名古屋市立小学校 13校

(イ) 名古屋市立中学校 4校

イ トイレ洋式化改修対象箇所

(ア) 名古屋市立小学校 362基

(イ) 名古屋市立中学校 130基

※その他詳細については要求水準書による。

(3) 業務概要

ア 簡易設計業務

すべての整備対象施設におけるトイレ洋式化改修に係る簡易設計業務（以下「設計業務」という。）

イ 施工業務

すべての整備対象施設におけるトイレ洋式化改修に係る施工業務（検査・検収に係る書類作成や立会い、工程調整に係る諸手続等の業務を含む。）（以下「施工業務」という。）

ウ 工事監理業務

すべての整備対象施設におけるトイレ洋式化改修に係る工事監理業務（事業の円滑な進行管理、定例会議等の運営を含む。）（以下「工事監理業務」という。）

(4) 契約方法

(6)に示す区分ごとの契約とする。応募は 1区分からでき、複数区分応募することもできるものとする。

(5) 事業期間等

本事業の契約上の工期は、令和 7年 3月31日までとする。

(6) 上限提案価格

(単位：基、千円)

区 分	学校名	改修対象 和式大便器数	上限 提案価格 (税込)
旭丘小学校始め 2 校	旭丘小 東桜小	64	59,280
西味鉢小学校始め 2 校	西味鉢小 六郷北小	50	47,280
老松小学校始め 2 校	老松小 広見小	47	47,160
松栄小学校始め 2 校	松栄小 今池中	61	56,900
白金小学校始め 2 校	白金小 円上中	51	45,560
千音寺小学校始め 2 校	千音寺小 はとり中	67	57,660
港楽小学校始め 2 校	港楽小 宝小	59	58,260
明治小学校始め 2 校	明治小 当知中	53	51,260
大清水小学校	大清水小	40	45,120

※上限提案価格は、「簡易設計業務」、「施工業務」及び「工事監理業務」のすべてを含んだ合計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

5 参加資格要件

(1) 参加者等の構成

- ア 参加者は単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- イ 単体企業で参加する場合は、「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。
- ウ コンソーシアムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員又は単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本面又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。
 - (ア) コンソーシアム構成員は、工事の施工を担当する者及び工事監理業務を担当する者等、必要とされる事業者からなるものとする。
 - (イ) コンソーシアムの代表企業（コンソーシアムの構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる法人）を応募時に明らかにすること。
 - (ウ) コンソーシアムの代表企業は、「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。
 - (エ) 雇用期間を特に限定することなく、参加者（コンソーシアムの場合は代表企業）と 3か月以上の雇用関係にある者を、本業務全体の統括責任者として専任で配置できること。
- エ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。
 - (ア) 単体企業あるいはコンソーシアムは、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。
 - (イ) 工事に係る簡易設計業務の設計管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人としてすることができる。

(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件

本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から契約候補者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事）」を有していない者においては、本事業にかかる応募書類提出まで

- に資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしなない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- ケ 雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を設計管理技術者・監理業務責任者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。また同様に雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること（配置予定者は、施工業務の契約期間が重複する場合は、契約ごとに専任で配置する必要がある。ただし、配置予定者の兼任については「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。また、配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。
- コ 平成21年度以降に工事が完了し、引渡し済んだ学校教育法第 1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、各種事務所又は商業施設等の施設において、トイレ新設または改修の工事を施工あるいは設計した実績があること。

6 公告から契約までのスケジュール

	項 目	日 時
(1)	公告	令和 6年 4月19日 (金)
(2)	参加表明書及び技術提案書 受付	令和 6年 4月19日 (金) から 令和 6年 6月 5日 (水) まで
(3)	現地視察会受付	令和 6年 4月19日 (金) から 令和 6年 5月10日 (金) まで
(4)	現地視察会実施	令和 6年 5月13日 (月) から 令和 6年 5月23日 (木) まで
(5)	質問受付	令和 6年 5月 9日 (木) から 令和 6年 5月27日 (月) まで
(6)	質問回答日	令和 6年 5月30日 (木)
(7)	技術提案書・ヒアリング審査 (評価委員の質問を提案者に 送付)	令和 6年 6月17日 (月)
(8)	審査結果及び契約候補者等の 公表	令和 6年 7月 8日 (月)
(9)	契約締結	令和 6年 7月 8日 (月) 以降速やかに

7 関係資料

(1) 配布資料

- ア 募集要項
- イ 要求水準書
- ウ 参加表明書 (様式 1)
- エ 参加者構成概要表 (様式 2)
- オ 参加資格確認調書 (様式 3)
- カ 参加者実績調書 (様式 4)
- キ 技術提案書提出書 (様式 5)
- ク 価格提案書 (様式 6)
- ケ 価格提案書内訳書 (区分別) (様式 7)
- コ 技術提案書 (様式 8)
- サ 業務工程表 (様式 9)
- シ 要求水準チェックリスト (提案用) (様式10)
- ス 質問書 (様式11)
- セ 現地視察会申請書 (様式12)
- ソ 参考図書貸与申込書 (様式13)

(2) 貸与資料

「学校配置図（トイレの配置が分かるもの）」及び「対象校にかかる過去の設備（建築・機械・電気）設計図面一式」の貸与（ＣＤ－Ｒ等の電子媒体）を希望する事業者は、本公告後から令和 6年 5月27日（月）正午までに「4 (1) 本プロポーザルの事務局」に記載のあるＥメールアドレスに電子メールで参考図書貸与申込書（様式 13）を提出し、受領方法等について確認すること。

8 現地視察会について

(1) 対象学校

学校名	住所	視察日程
旭丘小学校	名古屋市東区徳川町1601番地	令和 6年 5月13日（月）14:00
東桜小学校	名古屋市東区東桜一丁目13番1号	令和 6年 5月13日（月）10:00
西味鉢小学校	名古屋市北区西味鉢二丁目526番地	令和 6年 5月14日（火）14:00
六郷北小学校	名古屋市北区山田四丁目14番56号	令和 6年 5月14日（火）10:00
老松小学校	名古屋市中区千代田一丁目9番36号	令和 6年 5月15日（水）10:00
松栄小学校	名古屋市昭和区長戸町2丁目1番地	令和 6年 5月16日（木）10:00
白金小学校	名古屋市昭和区白金二丁目2番5号	令和 6年 5月17日（金）10:00
広見小学校	名古屋市中川区広住町4番41号	令和 6年 5月15日（水）14:00
千音寺小学校	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三ノ坪4666番地	令和 6年 5月20日（月）10:00
港楽小学校	名古屋市港区港楽二丁目3番36号	令和 6年 5月21日（火）10:00
明治小学校	名古屋市南区明治二丁目3番50号	令和 6年 5月22日（水）10:00
宝小学校	名古屋市南区中割町2丁目10番地	令和 6年 5月21日（火）14:00
大清水小学校	名古屋市緑区大清水西901番地	令和 6年 5月23日（木）10:00
今池中学校	名古屋市千種区今池三丁目19番1号	令和 6年 5月16日（木）14:00
円上中学校	名古屋市昭和区滝子町17番地18号	令和 6年 5月17日（金）14:00
はとり中学校	名古屋市中川区服部二丁目1701番地	令和 6年 5月20日（月）14:00
当知中学校	名古屋市港区当知一丁目608番地	令和 6年 5月22日（水）14:00

(2) 実施概要

ア 日程

令和 6年 5月13日（月）から令和 6年 5月23日（木）

イ 視察方法

- (ア) 市が指定した対象学校及び日時のみ現地視察することができる。
- (イ) 校内は市職員の同行を必須とする。
- (ウ) 集合時間、場所等の詳細については、申込者に別途通知する。
- (エ) 学校敷地内への駐車はできないので、公共交通機関等を利用すること。
- (オ) 参加日数に制限は設けないものとする。

ウ 視察対象

洋式化改修を行う対象トイレ、廊下、校舎外周り、分電盤、受変電設備等を見学対象とする。

(3) 現地視察会の申込

ア 現地視察会申請書（様式12）により、電子メールで申込を行うこと。提出先は、「4(1) 本プロポーザルの事務局」に記載のあるEメールアドレスとすること。また、提出先に電話で到達確認をすること（誤送信等により未着の場合には、現地視察会に参加できないため注意すること。）。

イ 申込は、コンソーシアムの場合は代表者が行うこと。

ウ 申込期間は令和 6年 4月19日（金）から 5月10日（金）午後 5時までとする。

エ 参加者は 4名以内とすること。

オ 現地視察の詳細な日程等は、令和 6年 5月10日（金）までに現地視察会申込書記載のEメールアドレスあてに電子メールにより通知する。

(4) 留意事項

ア 参加は最小限の人数とし、風邪の症状がある者が参加する場合はマスクを着用するなど配慮をすること。また、当日参加者の氏名を記録するものとする。

イ 学校敷地内は全面禁煙とする。

ウ 学校教育活動等に支障のないよう留意すること。

エ 資料等視察に必要となるものは各自用意すること。

オ カメラ等による撮影は可能とするが、児童生徒が特定されないようにすること。また、撮影した動画等は本事業以外に使用しないこと。

カ 現地視察時には、本事業に関する質問に対する回答はしないものとする。

キ 視察ができない学校については、学校配置図や過去の設計図面を参考とし、実際に本契約締結後に調査し、簡易設計を行うものとする。

ク 現地視察会へ参加申込のなかった学校については、現地視察会を再度実施する可能性がある。その場合、日程及び申込期間等については、令和 6年 5月16日（木）までに調達情報サービス上に公表する。

9 質問回答

要求水準書、本募集要項等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式11）を提出すること。

(1) 受付期間

令和 6年 5月 9日（木）から 5月27日（月）まで

(2) 質問事項提出先、提出方法

「4(1) 本プロポーザルの事務局」に記載のあるEメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること（誤送信等により未着の場合には、質問回答を行わないため、注意すること。）。

(3) 質問回答日

令和 6年 5月30日（木）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、調達情報サービス上に公表する。

10 参加書類の提出について

次に掲げる書類を持参又は郵送（簡易書留又は書留）にて提出すること。（持参の場合は、午前 9時から午後 5時まで。閉庁日を除く。）ただし、郵送の場合は必着のこと。

(1) 参加表明

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出書類

(ア) 参加表明書（様式 1）

※複数区分に応募する場合は、応募する区分名をすべて記載して提出すること。

(イ) 参加者構成概要表（様式 2－1：単体企業、2－2：コンソーシアム）

(ウ) 参加資格確認調書（様式 3－1：単体企業、3－2：コンソーシアム）

(エ) 参加者実績調書（様式 4）

ウ 提出部数

正本 1部

(2) 技術提案

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出書類

(ア) 技術提案書提出書（様式 5）

(イ) 価格提案書（様式 6）

(ウ) 価格提案書内訳書（区分別）（様式 7）

(エ) 技術提案書（様式 8）

技術提案書は、以下のとおりに作成すること。

a 出力は両面印刷とする。（A4版 6ページ以内、両面 3枚）

b 使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。

c カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

d 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

e 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

f 技術提案をする区分名を記載すること。

g ⑤－1 及び⑤－2については、各校決められた「提案対象トイレ」についての提案を記載すること。なお、「提案対象トイレ」については対象校の現地視察会に参加時、あるいは参考図書貸与申込により提供する学校配置図で確認すること。

h ⑤－2については、回答は任意とする。

i 技術提案書の項目が順番も含めて様式 8 に準拠し、上記の a～h を満たせば、レイアウトに制限を設けない。

(オ) 業務工程表（様式 9）

(カ) 要求水準チェックリスト（提案用）（様式10）

(キ) 補足資料

関係する事業の実績などをグラフなどで示す補足資料は任意とするが、提案会社名及び協力会社名等が分かるパンフレットの類を添付することは認めない。補足資料は、提案書の内容を逸脱することなく、提案書を補足する最低限のものとする。

※(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)について、複数区分に応募する場合は、提案する区分ごとに作成すること。

ウ 提出部数

(ア)、(イ)、(ウ) ……正本 1部

(エ)、(オ)、(カ)、(キ) ……正本 1部及び副本 4部 (副本は複写可) 計 5部

CD-R 1部 (容量が不足する場合は、DVD-Rとする)

提出書類の電子データを格納し提出すること。

エ 注意事項

(イ)、(ウ)については、取りまとめ、表面に「名古屋市学校トイレ洋式化改修事業価格提案書」と記載した封筒に入れて、代表者印で封印すること。複数区分に応募する場合も、この封筒1通に取りまとめること。

(エ)、(オ)、(カ)、(キ)は、(エ)から(キ)各1部で1セットとし、1セットごと、区分ごとにフラットファイルに綴じること。(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は、副本の別を記載するとともに、副本については、部ごとに整理番号をつけること。様式ごとにインデックスをつけること。また、会社名は記載しないこと。)。複数区分に応募する場合は、提案する区分ごとに作成して提出すること。

また、CD-Rへの格納の条件は、Windowsフォーマット、使用アプリケーションは、様式の指定のあるものは原本ファイル形式のままとし、その他図面等はPDF形式とする。なお、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

(3) 提出先

「4(1) 本プロポーザルの事務局」のとおり。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。

イ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負うものとする。

ウ 提案書の提出は、1者につき1案とする。

エ 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類(電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。)は、契約候補者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しないものとする。

ただし、参加者の提案書類については、本業務内容の公表時や本市が必要と認める時には、その全部又は一部を使用できるものとする。

オ 記載内容の変更

(ア) 参加表明書及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

(イ) 技術提案書において、提案した統括責任者及び施工業務等における配置予定者の変更は、協議の上、本市が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。

カ 技術提案書の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

キ 技術提案の履行

事業者は、技術提案書の提案事項のうち、本市が採用を認めたものについては、責任を持って確実に履行すること（施工時に、本市がその提案事項の履行について不要と認める場合は除く。）。また、事業者の責により、本市が採用を認めた技術提案に対し、履行状況が特に悪質と認められた場合には、契約違反があったものとして取扱い、指名停止等の措置を行う。

(5) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、事業者に属するものとする。

(6) 失格事項

公告日から契約候補者が決定するまでの間に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

ウ 参加資格を満たさないことが判明したとき

エ 上限提案価格を超える提案をしたとき

オ 本市から指名停止の措置を受けたとき

カ その他、技術提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要項に定める手続によらなかったとき

(7) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、参加辞退届出書（様式任意）を郵送（簡易書留又は書留）又は持参により提出すること。

11 審査方法及び審査項目

(1) 評価委員からの意見聴取

優秀提案者選定のための評価は、名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業に係るプロポーザル評価委員からの意見聴取により決定する。

(2) 資格審査

事務局は、提出された参加表明書を確認し、参加資格要件を有しているか審査する。

(3) 提案審査

参加資格審査を通過した参加者に対して提案審査（技術提案書・ヒアリング審査）を実施する。評価委員は、提出された技術提案書及び技術提案書に係るヒアリングにより、審査基準に基づき評価を実施する。審査基準書に従い、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価点が最も高い提案を優秀提案として、次に高い提案を次点優秀提案として特定する。

(4) 優秀提案者等の決定

評価委員による技術提案書の評価結果に基づき、優秀提案を提出した者を優秀提案者、次点優秀提案を提出した者を次点優秀提案者として選定する。本市は、評価委員の選定を基に、契約候補者及び次点を決定する。

12 ヒアリング審査の方法

(1) 日時

令和 6年 6月17日（月）

(2) 審査方法

事業者の利便性及び評価の効率化ため、書面（電子メール）でのヒアリングのみ実施する。提出された技術提案書等を事務局から評価委員に送付し、評価委員からの質問をとりまとめた上で令和 6年 6月17日（月）、技術提案書提出書（様式5）に記載の電子メールアドレスへ送付する。質問がなくても送付するので、必ず本市からの電子メールを確認し、届いてない場合は4（1）本プロポーザルの事務局に記載のある電話番号へ連絡すること。提案者は令和 6年 6月24日（月）までに回答をし、評価委員は回答内容をふまえ審査を行う。

(3) 留意事項

ア 評価委員からの質問に対し、事前に提出した技術提案書及び補足資料に基づいて回答を行う。（回答の参考となる追加資料の添付は可能である。）

イ 参加時に提出した技術提案書及び補足資料の内容に係る修正は認めない。

13 審査結果の通知

審査結果は、後日、概要を公表する。書面（契約候補者には契約候補者決定通知書、次点には次点決定通知書、契約候補者等に決定されなかったものにはその旨を通知書）で通知する。

14 契約手続き等

(1) 契約の手続き

ア 各区分の契約候補者（又は次点）を随意契約の優先交渉者とし、見積徴取等の契約交渉を行ったうえで、市と契約候補者においてトイレ洋式化改修工事の請負契約を区分ごとに締結する。なお、現場代理人等の取り扱いについては「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。

イ 工事請負契約の締結手続きについては、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）の定めによる。

ウ 契約に基づき契約解除の要件に該当することとなった場合は、市は、当該契約を解除できるものとする。

エ 契約に係る代金の支払いは、トイレ洋式化改修工事の完了後、請求に基づき行うものとする。ただし、契約候補者が保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合には、請求に基づき契約に定める金額以内を前払できるものとする。

(2) 優先交渉権の取消し等

- ア 契約候補者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、契約候補者との契約を締結できない場合、本市は当該契約候補者の優先交渉権を取消し、次点を契約候補者として契約締結の交渉を行う。
- イ 契約候補者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、本市に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

15 その他

(1) 費用負担について

提出書類の作成及び提案書類・ヒアリング審査等に際して必要となる費用は、参加者の負担とする。

(2) 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。